

## 長崎市原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ねたきりの状態にあるなど身体上又は精神上の障害があつて、日常生活を営むのに支障がある被爆者（以下「要援護被爆者」という。）の介護者に代わつて当該要援護被爆者を一時的に養護する必要がある場合等に、当該被爆者を一時的に原子爆弾被爆者養護ホーム（以下「原爆養護ホーム」という。）に入所させ、もつて、これら要援護被爆者及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (利用対象者及び実施施設)

第2条 この事業の利用対象者は、長崎市内に住所を有する要援護被爆者とする。

2 この事業の実施施設は、原子爆弾被爆者特別養護ホーム恵の丘長崎原爆ホーム及び原子爆弾被爆者特別養護ホームかめだけとする。

### (入所の要件)

第3条 入所の要件は、次に掲げる場合において、要援護被爆者を原爆養護ホームに一時的に入所させる必要があると市長が認めたときとする。

(1) 要援護被爆者の介護を行っている家族が次に掲げる理由により、その家庭において当該要援護被爆者を介護できない場合

ア 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

イ 私的理由

(2) 要援護被爆者が家族の介護を受けていない場合であつて、当該要援護被爆者がその家庭において介護を受けることができない場合

### (入所の期間)

第4条 入所の期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長が診断書等により内容審査の結果、入所期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会的理由により入所の期間があらかじめ7日を超えると予想される場合にあつては、市長は、実施施設の長と協議のうえ、利用の際に1ヶ月以内で期間を設定することができるものとする。

### (費用)

第5条 市長は、実施施設に入所させた要援護被爆者の入所に要する経費として、原爆被爆者介護手当等国庫負担（補助）金交付要綱（昭和62年厚生省発健医第208号）の4の（3）の表短期入所生活介護（ショートステイ）事業の項の第3欄の1により算出した額を支払うものとする。

2 利用者は、入所に要する費用のうち食費及び滞在費を市長が別に定める負担額に応じて実施施設へ支払うものとする。

(登録の申請及び決定等)

- 第6条 実施施設に入所させようとする要援護被爆者の介護者（以下「介護者」という。）又は当該要援護被爆者は、あらかじめ、市長に原爆養護ホームショートステイ利用登録申請書（第1号様式）を提出し、当該要援護被爆者の登録を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、要援護者調査票（第2号様式）により速やかに登録の可否を決定し、その結果を原爆養護ホームショートステイ利用登録決定（却下）通知書（第3号様式）により介護者又は当該要援護被爆者に通知するとともに、登録を受けた者（以下「登録者」という。）については、原爆養護ホームショートステイ利用登録台帳（第4号様式）に登載し、介護者又は登録者に長崎市原爆養護ホームショートステイ利用登録証（第5号様式。以下「登録証」という。）を発行するものとする。
- 3 市長は、登録を決定した場合は、実施施設の長あて原爆養護ホームショートステイ利用登録者の通知（第6号様式）に登録者に係る原爆養護ホームショートステイ利用登録決定通知書の写し及び要援護者調査票の写しを添えて通知するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認めた場合は、申請の手續に係るこの条の取扱いは入所後でも差し支えないものとする。この場合において、手續はできるだけ速やかに行うものとする。

(登録の抹消)

- 第7条 介護者又は登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に申し出るとともに、登録証を返還しなければならない。
- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設、社会福祉施設等に入所したとき、又は、介護療養型医療施設に入院したとき。
- (3) 登録者が市外に転出したとき。
- 2 市長は、登録者が前項各号のいずれかに該当するとき、又は登録を不相当と認めたときは、登録者の登録を抹消するとともに、登録証の返還を求めるものとする。

(登録証の変更等)

- 第8条 介護者又は登録者は、登録者の住所、日常生活動作、問題行動の状況等登録の内容に変更が生じたときは、市長に原爆養護ホームショートステイ利用登録証（変更・再交付）申請書（第7号様式）を提出しなければならない。この場合において、市長は、原爆養護ホームショートステイ利用登録台帳及び要援護者調査票の変更も併せて行い、その旨を実施施設の長へ通知するものとする。
- 2 介護者又は登録者は、登録証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、市長に原爆養護ホームショートステイ利用登録証（変更・再交付）申請書を提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の申請があったときは、登録証を再発行する

(登録証の有効期間)

- 第9条 登録証の有効期間は、登録証の交付を受けた日からその日以後において、最初に

到来する6月30日までとする。

(利用方法)

- 第10条 介護者又は登録者は、登録者について原爆養護ホームショートステイを利用しようとするときは、あらかじめ、利用の期間等について実施施設の長と協議するものとする。
- 2 介護者又は登録者は、利用の際に、原爆養護ホームショートステイ利用登録証を実施施設の長へ提示するとともに、市長に対し原爆養護ホームショートステイ（利用・期間延長）申請書（第8号様式）を提出するものとする。
- 3 実施施設の長は、市長に原爆養護ホームショートステイ終了後、原爆養護ホームショートステイ利用確認票（第9号様式）を提出するものとする。
- 4 介護者又は登録者は、登録者について第4条第1項ただし書の規定によりやむを得ずショートステイ期間の延長を希望する場合は、実施施設の長と協議をし、原爆養護ホームショートステイ（利用・期間延長）申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は、必要に応じて介護者又は登録者に対し、登録者に関する医師の診断書の提出を求めることができる。

(入所者の移送)

- 第11条 利用する者（以下「利用対象者」という。）の実施施設への移送は、介護者又は登録者の負担と責任で行うものとする。

(備付書類)

- 第12条 実施施設の長は、ショートステイに係わる書類及びショートステイ期間中の利用対象者の処遇を明らかにできる書類を整備保管するものとする。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成12年3月27日長崎市告示第102号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月16日長崎市告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成15年3月26日長崎市告示第125号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日長崎市告示第507号）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日長崎市告示第155号）  
この要綱は、告示の日から施行する。